

鹿児島県災害派遣精神医療チーム運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の自然災害及び航空事故、鉄道事故その他の事故並びに新興感染症等のまん延（以下「災害等」という。）が発生した場合に、被災地域等で、専門性の高い精神科医療の提供、精神保健活動の支援を行う鹿児島県災害派遣精神医療チーム（以下「D P A T」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号の定めるところによる。

- (1)「D P A T」とは、県内外で災害等が発生した際に、被災地域において、精神医療及び精神保健活動の支援を行う専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームのことをいう。
- (2)「D P A T登録病院」（以下「登録病院」という。）とは、D P A T構成員を派遣することができる医療機関で、県が登録病院として指定した医療機関のことをいう。
- (3)「D P A T構成員」とは、D P A Tの一員として活動する者をいう。D P A T構成員は、登録病院として登録される場合と個人として登録される場合がある。
- (4)「D P A T関係者」とは、登録病院、D P A T構成員及びD P A Tを所管する行政職員のことをいう。
- (5)「日本D P A T」とは、発災から概ね48時間以内に、被災した都道府県において活動できる隊のことである。日本D P A Tは、主に本部機能の立ち上げやニーズアセスメント、急性期の精神科医療ニーズへの対応等の役割を担う。
- (6)「D P A T統括者」とは、鹿児島県が派遣する全てのD P A Tを統括する者のことをいう。D P A T統括者は、鹿児島県が選任する。

(登録等)

第3条 知事は、D P A Tの設置について協力を申し出た医療機関を登録病院に指定するものとする。
2 知事は、D P A Tの派遣に関する協定を締結するものとする。

(編成)

第4条 D P A Tは、次に掲げる者により編成し、精神科医師をリーダーとし、1チーム3～5名による編成を基本とする。ただし、状況に応じチーム人数を増減し編成できるものとする。

- (1) 精神科医師
- (2) 看護師
- (3) 業務調整員（ロジスティクス）等

2 前項の編成は、原則として登録病院ごとに編成する。ただし、同一の登録病院での編成が困難な場合は、知事は必要に応じて他の登録病院との混合によるチーム編成の調整を行うものとする。

3 D P A Tのうち、発災初期に対応するチームを日本D P A Tとして、厚生労働省に登録するものとする。

4 知事は、必要に応じて、職員をD P A Tに随行させるものとする。

(D P A T統括者)

第5条 知事は、D P A T統括者を複数名選任するものとする。なお、D P A T統括者のうち1名は、鹿児島県精神保健福祉センター所長が務める。

(派遣基準)

第6条 D P A Tの派遣基準は、次のとおりとする。

- (1) 県内で、災害等により被災地域等での精神科医療及び精神保健活動の需要が増大する等、「D P A T」が出動し対応することが効果的であると認められる場合
- (2) 国又は他の都道府県からD P A Tに対する派遣要請があった場合
- (3) D P A Tが出動し対応することが効果的であると認められる場合

(派遣要請方法)

第7条 知事は、前条の派遣基準に照らし、D P A Tの派遣が必要と認めるときは、登録病院の長に対して、D P A Tの派遣を要請するものとする。

(派遣)

第8条 登録病院の長は、前条により派遣要請を受けたときは、D P A Tを派遣する。

2 登録病院の長は、派遣したD P A Tが、第7条の活動を終了したときは、速やかに活動の実績を県に報告するものとする。

(派遣範囲及び活動期間)

第9条 D P A Tの活動期間は、原則として被災地域の精神保健医療体制が復興するまでとする。ただし、被災地域から引き続き派遣要請がある場合は、活動期間を延長することができるものとする。

2 D P A Tの1チーム1回あたりの活動期間は、1週間（移動日2日・活動日5日）を標準とする。ただし、状況に応じ活動期間を調整できるものとする。

(活動内容)

第10条 D P A Tの活動内容は、次のとおりとする。

(1) 情報収集とアセスメント

(2) 情報発信

(3) 被災によって損壊した既存の精神科医療機能に対する支援

(4) 被災のストレスによって生じた精神的問題を抱える被災住民への対応

(5) 避難所及び在宅等の精神疾患を有する被災者への対応

(6) 被災者支援を行っている者に対する心のケア等の支援

(7) 普及啓発

(8) 活動記録と処方箋

(9) 活動情報の引継ぎ

2 D P A Tは、原則として、現地までの移動、関係機関との連絡、医薬品等の医療資器材の調達、生活手段等を自ら確保しながら継続した活動を行うものとする。

(費用負担等)

第11条 第8条第1項の規定により登録病院の長がD P A Tを派遣した場合に要する次に掲げる費用は、別に定めるところにより県が負担するものとする。

(1) 指定病院が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

(2) 前号に定めるもののほか、派遣に要した経費のうち、県が必要と認めた経費

(3) 前条に規定する業務中に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償

(研修等)

第12条 登録病院の長は、D P A Tの技術の向上等を図るため、D P A T構成員の研修及び訓練に努めるものとする。

2 知事は、D P A Tの質的向上を図る研修及び訓練の実施に努めるものとする。

(運営委員会)

第13条 D P A Tに関する協議を行うため、「鹿児島県D P A T運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 前項の運営委員会の設置に関して必要な事項は、別に定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、D P A Tに関し必要な事項は、前条に規定する組織で協議の

上，別に定める。

附 則

この要綱は，平成２９年８月７日から施行する。

附 則

この要綱は，平成２９年１２月２５日から施行する。

附 則

この要綱は，令和４年１１月１日から施行する。

附 則

この要綱は，令和８年３月３１日から施行する。